

ベトナム国における保健省大臣通達に基づく医療機器保守管理技術の移転事業Phase2

- 2021年、6種の医療機器保守管理に関する保健省大臣通達が発令された。昨年度では3機種（人工呼吸器、電気メス、麻酔器）に対してオンライン研修を実施した。今年度は除細動器、保育器、透析装置について保守管理技術の移転を実施する。
- 日本における医療機器管理技術はJIS規格等により高度に標準化されている。その技術を用い、NCGM、帝京大学、東京医療センターの専門家（臨床工学技士）および関連メーカーと連携し、医療機器専門学校、バックマイ病院、国立小児病院、フエ中央病院、チョーライ病院の技術者（BME、教員）に対して上記3機種の研修を行う。
- 今年度の事業により大臣通達の特定6機種医療機器をカバーする事ができ、DOHAリファラル上位の機関や教育機関を指導する事により、ベトナム国全土の医療機関への持続的な技術伝達を目指す。また、高品質な日本製医療機器や計測装置を事業研修に用いることにより、企業の海外展開への促進を促す事が期待できる。

